FP相続新聞【相続貧乏にならないために】

タワーマンション相続対策は本当に大丈夫?

平成27年 6月号

本では、 心にタワー(高層)マンションが 建ち続けています。好調な販売を支えているのが、円安で日本のマンションを安く買う外国人の他、相続 税対策のために購入している国内の富裕層です。



現預金よりも相続税評価額が低い②その 中でも、特にタワーマンションは、敷地面 積に対して戸数が多いため、1戸あたりの 土地持分が極端に少ない③また、タワー マンションは高層階になればなるほど分 譲価格が高くなりますが、相続税評価額 はこの現実をまったく無視し、同じ広さで あれば、2階であっても50階の最上階で あっても、天井高が高くても低くても、方 位の違いがあっても評価額は同じです。 結果、例えば最上階の市場価格が2億 円であっても、相続税評価額が3000万 円であるというような状況がよく見受けられ ます。④そして、人に貸せば更に評価額 は下がります。この市場価格と相続税評 価額との大きな価格差を利用しようという のがタワーマンションによる相続税対策で す。従って、タワーマンションの販売は、 価格差の一番大きい最上階から売れる傾 向にあります。

●この相続対策にリスクはないのでしょうか。そもそも、タワーマンションを利用した相続税対策は知っている一部の富裕層で静かに行われていたことですが、最近は、新聞・セミナーなどで勧め、不動産会

社や信託銀行などが、田舎の土地持ち富 裕層に、都心のタワーマンション有利さを アピールする営業を展開し、人為的に需 要を喚起することによって販売の好調さを 支えています。しかし、ここまで、一般的 に知れ渡ってしまいますと、持たざる者と の不公平感が増大するばかりで、課税当 局も黙ってみているわけではありません。 著しく「公平を欠く」として通達の定めを適 用した事例として、認知症の親が亡くなる 1か月前に、子が親の名義で2億9300 万円のタワーマンションを購入し、相続税 評価額の5800万円で相続税を申告した ところ、購入価格の2億9300万円で申 告するよう課税処分されました(平成23年 7月)。そして相続税対策を実施したつも りでも、現実に相続となるまでには期間の ズレがありますので、その間に節税を封じ る税改正が行われたり、または、誰にも気 づかれないうちに通達の改正をされてし まう危険性があります。供給業者は、売却 し利益を得さえすれば、その後、税改正 が行われるかどうかは知ったことではあり ません。●この税改正リスク以外に、当然 価格下落リスクがあります。いくら相続税 軽減の効果があったとしても、その節税額 以上に売却価格が下落したのでは何にも なりません。購入前に物件の良しあしは 十分検討しなければなりません。また、東 日本大震災の時、タワーマンションは「高 層階の揺れが激しく、又、エレベーターが 止まって生活できなかった」とのことで、富 裕層や外資系が逃げ出し、価格や賃料 が下落するということがおきたことも覚えて おいておかなければなりません。

●以上のようなリスクを承知の上で、購入するのであれば、老後に必要な金融資産を考慮して保有資産2億円以上の方なら検討してもよいでしょう。相続人の数だけ買えば遺産分割対策にもなります。

1級ファイナンシャル・プランニング技能士・社会保険労務士 加藤幸三郎